

## シートの説明

### 【提出時のお願い】

- ・書類はA4サイズで出力してください。
- ・シート幅が見切れないよう気を付けて出力してください。

### 【問い合わせ先】

学生生活窓口

電話：075-791-9165

メール：gakusei@office.kyoto-art.ac.jp

シート番号	シート名	説明	備考	提出期限
1	団体継続・設立願	クラブを新しく設立する時に必要な書類です。		随時受付
2	部員名簿	現時点での部員名を記入してください。 人数の増減があればその都度提出してください。		随時受付
3	活動計画書	今年度の活動計画を記入してください。		随時受付

# 団体継続・設立届

年 月 日

京都芸術大学長 殿

下記のとおり、学内団体継続・設立いたしますので、ご報告申し上げます。

記

種別	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 設立			
団体名			<input type="checkbox"/> 文化系 <input type="checkbox"/> 体育会系	
部長氏名	<input type="checkbox"/>	Ⓜ	所属学科・年次	学科 年次
学籍番号			電話番号	— —
副部長氏名	<input type="checkbox"/>		所属学科・年次	学科 年次
学籍番号			電話番号	— —
会計担当者氏名	<input type="checkbox"/>		所属学科・年次	学科 年次
学籍番号			電話番号	— —
活動内容	..... ..... .....			
部費	年間1人当たり		円	
主な活動場所				
活動日				

顧問教職員氏名	<input type="checkbox"/>	Ⓜ	所属	
---------	--------------------------	---	----	--

## ※団体設立時の留意事項

学科教室や、ライセンスを必要とする設備を使って活動をする場合、関係部署と使用ルールを調整する必要があります。設立前に必ず関係部署に相談してください。関係部署と調整が終わるまでは、学科教室・設備を使用することはできません。  
どこに相談したらいいか分からない時は、学生生活窓口にご相談ください。

## 大学確認事項

### 「団体設立」の書類受け取り時

- 主な活動場所に学科教室・ライセンスを必要とする設備を使用している。
  - 既に関係部署と使用ルールを調整済みか、学生に確認。
    - 調整済→設立を許可。
    - 未調整→関係部署に連絡。使用ルールに関して相談。調整が終わった後に設立を許可。

## \_\_\_\_\_年度 部員名簿

団体名 \_\_\_\_\_

年 月 日 現在

提出先：教学事務室 学生生活窓口のコピーと提出。原本は各サークルが保管。

No.	役職	所属機関	学籍番号	学科	学年	<small>シメ</small> 氏名
1	部長	学部				
2	副部長	学部				
3	会計	学部				
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						

大学公認クラブとして認定されるには以下の基準があります。

1. 部員は5人以上であること。
2. 原則として2学科3コース以上の学生で構成されていること
3. 1学科の学生のみで構成されている場合、もしくは学科の専門に密接な活動をしている団体は加盟及び継続の対象外とする。
4. 部員名簿に記載のない者、通学部<sup>1</sup>に在籍していないもの（他大学生）は部員として認めない。

上記基準に当てはまらない場合、部員確保のための期間を設けます。期間内に部員が集まらなかった場合は大学非公認クラブとなります。

# \_\_\_\_\_年度 活動計画書

年 月 日

団体名

---

部長名

㊟

---

顧問名

㊟

---

活動日程	活動内容	活動場所	活動経費(円)

※活動内容は、具体的に記載して下さい  
提出先： 教学事務室 学生生活窓口